

# 総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会報告書

笠置町長様

「平成28年度総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金に係る町職員等の検察庁への書類送致及び交付金の不当支出に伴う交付決定の一部取り消し・交付金返還」という事案（以下「本事案」という。）が発生したことを受けて、令和2年3月12日に笠置町長の命により設置された「総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会」は、本事案に関する調査等を行ったので下記のとおり報告する。

令和3年1月25日

総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会  
座長 笠置町副町長 青柳良明

## 記

- 1 総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会（以下「調査委員会」という。）の概要
  - ①調査委員会委員  
平成28年度笠置町職員として勤務していた者で、令和2年3月12日現在「課長級」の職にある者の内から町長が指名した者。
  - ②調査協力者  
平成28年度笠置町職員として勤務していた者で、本事案に関わった課長級職員であり、現在は笠置町を退職している者。
  - ③専門的意見聴取者  
本町顧問弁護士。
  - ④座長兼調査委員会委員  
町長から指名された者として副町長。
  - ⑤その他  
必要に応じて、書類送致された町職員及びその弁護士、並びに町内関係者。
- 2 「調査委員会」の進め方  
新型コロナウイルス感染防止のため、集合形式による委員会を避け、座長が個別に聴き取りを行い、調査委員会委員等の確認を経てとりまとめた。
- 3 総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会報告書（以下「本報告」という。）における団体等について
  - ①本報告での「まちづくり団体」とは、町の補助金を受けて支援事業を実施した「笠

置創造・デザイン会議」のことを言う。

- ②本報告での「別のまちづくり団体」とは、「まちづくり団体」から支援事業を受託した一次委託先である「笠置クリエイツ」のことを言う。
- ③本報告での「京都府職員」とは、平成28年度当時京都府職員として笠置町地方創生事業に助言した者を言う。
- ④本報告での「笠置町職員」とは、平成28年度町企画観光課職員として笠置町地方創生事業を担当した者を言う。

#### 4 本事案の概要と主な経過

笠置町は、平成28年度において、総務省の「過疎地域自立活性化交付金交付要綱及び過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」（以下「支援事業」という。）の実施を計画し、平成28年11月30日付けで要綱による総務省交付金（以下「交付金」という。）1,900万円の交付決定を受け、それを財源とする笠置町補助金（以下「補助金」という。）を、笠置町のまちづくり団体（以下「まちづくり団体」という。）に全額交付し、「まちづくり団体」により支援事業が実施された。

町は「まちづくり団体」の補助金に係る事務処理及び総務省への交付金に係る事務処理を行ったものである。

平成29年度に入り、支援事業に関する監査等が行われた。

その経過は以下のとおりである。

- ①平成29年度に、補助金を受けた「まちづくり団体」における補助金の事務処理について町の監査が平成29年10月から30年2月にかけて実施され、不適切な事務処理について指摘があった。
- ②町は、補助金の事務処理について、監査とは別に独自に調査を行った。
- ③町は、監査及び独自の調査を通じ、「まちづくり団体」が補助金を不正に受給したのではないかとの疑いを持ち、「まちづくり団体」を平成31年1月15日、京都府警に対し刑事告発を行った。その結果、「まちづくり団体」は嫌疑がないと判断された。
- ④前記の刑事告発に関連して行われた京都府警の捜査により、町職員、京都府職員、関係する笠置町の別のまちづくり団体（以下「別のまちづくり団体」という。）代表者が令和2年2月13日京都地方検察庁に書類送致され、令和2年3月31日不起訴処分となった。
- ⑤総務省において令和元年8月から支援事業に関する検査を実施し、「まちづくり団体」が支援事業の一部を実施していないこと等が確認され、令和2年2月21日、総務省から笠置町に対し交付決定の一部を取り消し、それに係る交付金の返還が命じられ、それを受けて、町としても、令和2年2月26日、「まちづくり団体」に対し、町補助金交付決定の一部取り消しと返還を命じ、「まちづくり団体」から補助金の返還を受け、令和2年2月28日総務省へ返還した。

⑥町では、このような事案が発生したことを重く受け止め、町長の命により、庁内に本事案に関する「総務省交付金の不当支出及び不適切な事務処理等に関する笠置町調査委員会」を令和2年3月12日に設置し、本事案発生の原因究明と再発防止、組織体制や事務処理の見直し、職員の意識改革などについて取りまとめることとした。

## 5 支援事業の主な事務処理経緯について

### ①支援事業の計画書提出

平成28年10月3日に笠置町から総務省に1,900万円の事業計画書提出。

### ②交付金の内示

平成28年11月4日に総務省から笠置町に対し、1,900万円を内示

### ③交付申請

平成28年11月16日に笠置町から総務省に対し、1,900万円の交付申請書提出。

### ④交付決定

平成28年11月30日に総務省から直接補助事業者の笠置町に対し、1,900万円を交付決定。

### ⑤補助金の内示

平成28年12月1日に笠置町から間接補助事業者の「まちづくり団体」に対し、1,900万円を内示。

### ⑥補助金の交付申請

平成28年12月5日に「まちづくり団体」から笠置町に対し、1,900万円の交付申請書提出。

### ⑦補助金の交付決定

平成28年12月6日、笠置町から、「まちづくり団体」に対し、1,900万円を交付決定。

### ⑧支援事業の再委託

平成28年12月20日に、「まちづくり団体」から一次委託先の「別のまちづくり団体」への支援事業を1,805万円で再委託。

### ⑨補助金支払

平成29年3月21日に笠置町から「まちづくり団体」に対し、1,900万円を概算支払。

### ⑩補助金及び交付金実績報告

平成29年3月31日に「まちづくり団体」から笠置町へ補助金1,900万円の実績報告。平成29年3月31日に笠置町から総務省へ交付金1,900万円の実績報告。

### ⑪額の確定

平成29年3月31日笠置町から「まちづくり団体」へ補助金1,900万円の額の

確定。平成 29 年 4 月 14 日に総務省から笠置町に対し交付金 1,900 万円の額の確定。

#### ⑫交付金入金

平成 29 年 4 月 24 日に総務省から笠置町に対し、交付金 1,900 万円入金。

### 6 町の監査について

町監査委員による監査は平成 29 年 10 月から 30 年 2 月にかけて 3 回実施。監査の結果「補助金の事務処理が不適切」「一部事業の実施内容と経費明細が把握できない」との指摘があり、町として独自追加調査等を実施。平成 30 年 9 月に不適切な事務処理を行った笠置町職員を戒告処分とした。併せて当時の会計管理者を文書訓告とした。

### 7 京都府警の捜査について

監査で指摘があり町として独自に継続調査を行っていたが解明が困難であった「一部事業の実施内容と経費明細」について、町は「まちづくり団体」が補助金を不正に受給したのではないかと疑いを抱いたので、町の顧問弁護士を告発代理人として、「まちづくり団体」に対する刑事告発を平成 31 年 1 月 15 日京都府警（京都府木津警察署）に対して行った。

### 8 刑事告発の結果

平成 31 年 1 月 15 日に行った刑事告発については令和 2 年 1 月 10 日に「被告発人の『まちづくり団体』は嫌疑なし」と判断された。

しかし、告発を受けてからの京都府警の捜査において、京都府職員、町職員、「別のまちづくり団体」代表が、補助金の不正受給の疑いがあるとして令和 2 年 2 月 13 日、京都府警から京都地方検察庁へ書類送致された。（2 月 14 日京都新聞朝刊にて検察庁送致が報道された。）

### 9 総務省検査と交付金返還

#### ①総務省の検査

令和元年 8 月から総務省の検査が入り、令和 2 年 2 月 21 日総務省検査において交付決定の一部取り消しと交付対象とならない事業費 11,785,418 円の返還が命令された。別途、返還金に係る「加算金」3,680,586 円が請求された。

#### ②国庫交付金返還金処理

総務省から笠置町に対し、国庫交付金返還の支払い命令が出されたことを受け、町として間接補助事業者である「まちづくり団体」に対し、令和 2 年 2 月 26 日に町から交付された補助金の一部返還と別途通知する加算金の支払を通知し、令和 2 年 2 月 28 日に返還金 11,785,418 円が町に納付された。

町は、総務省からの交付金返還命令に対応するため、令和 2 年 2 月 27 日に国庫交付金返還に関する補正予算を提案し議決を経ており、2 月 28 日の「まちづくり団

体」からの町への返還金納付を確認後、同日付けで同金額を国へ返還した。  
また、加算金 3,680,586 円についても、令和 2 年 3 月 10 日「まちづくり団体」より町へ納付され、町から翌日国庫へ納付した。  
総務省検査終了後の事務処理は、この加算金納付をもって終了した。

## 10 検察庁の処分

書類送致後の検察庁での捜査の結果、令和 2 年 3 月 31 日に、書類送致された 3 名については、不起訴処分となった。

この処分をもって全ての捜査が終了した。

## 11 なぜ、このような事案が発生したのか

発生した原因は、町役場における、補助金、交付金の実績報告書の決裁過程において、実際の事業の実施内容を確認せず、実績と認められない事業や実績のない事業を実績として計上したまま、決裁が最終決裁権者により決裁されたことによる。

具体的には、当該年度の交付対象とならない事業や交付申請時には実施予定であったが、実際に実施されず、対象とならない備品等の購入に充てられたものを含む総額 1,900 万円の実績報告書が内容のチェックを受けず決裁された。このことは、笠置町役場における事務処理体制及び職員の意識に重大な問題があったと言える。

また、実績報告書提出以前に、本来の事務処理としては、実際に交付対象となる事業のみを実施する事業計画への変更手続きをとり、承認を得た上で、事業を実施し、実績報告書を作成すべきであるが、町が「まちづくり団体」に対する事業計画変更に関する指導を怠り、町担当者の判断で必要な手続きが行われなかったことも原因のひとつであり、事務処理を行う職員の認識に問題があったと言える。

以下、原因となった問題点について個別に指摘する。

### (1) 町役場の決裁に関して

- ① 平成 28 年度当時の企画観光課における業務に関して、課長が職員との報告・連絡・相談等による事務事業の経過を把握し、的確な指示や指導を行うなどの管理・監督者として必要な業務が行われていなかった。
- ② 事業を担当職員任せにする風潮があり、誤った判断や処理に気づくことなく事業が進められる状況にあった。主たる担当者のほか、副担当者を配置し、常にチェックしながら事業を進める慎重さに欠けていた。
- ③ 起案に関して、事業の担当者が起案したものについて、企画観光課課員がチェックを行わず、そのまま上席に回すなど、事業に関する職員の認識が希薄であり、事務処理が担当者任せとなるなど杜撰であった。
- ④ 課長は決裁するに当たって、多額の費用を投じた事業であるにも関わらず、担当職員より内容の説明を受けず、確認も怠り、決裁印を押印し、上席に上げるなど、事業所管課長として職責の自覚が欠けていた。

- ⑤ 平成 28 年度当時の課長の上席は、直に「町長」となり、町長においては、課長が決裁を済ませていることで、起案の内容を直接確認することなく最終決裁を行っており、最終決裁権者としての自覚が欠けていた。

(2) 職員の法令等遵守に関して

- ①担当した町職員は、先行事例や前例、根拠のない思い込みによる事務処理を行い本来遵守すべき法令、例規に基づく事務処理を怠っていた。

特に、実績報告書作成に当たっては、交付申請時の内容をそのまま実績とし、実際のところ、対象とならない事業や不正確な内容のものを実績報告に記載し、1,900 万円全額を事業実績であるかのような虚偽と捉えられるような実績報告書を作成し、国からの交付金を受領しているが、本来は、対象とならない事業や事業として実施せず備品購入等に充てた経費は実績として報告せず、事業計画の変更等を行い、減額して実績報告すべきであったが、法令によらず、町担当者の判断によりそれを怠った。

同時に、実績報告書内容をチェックすべき上司においては、それを怠り、決裁を行っていた。法令及び例規に従っての事務処理が杜撰であった。

(3) 役場の組織風土に関して

- ①「地方創生」交付金獲得と処理について

平成 26 年度頃から「地方創生」による国の交付金獲得が始まり、自主財源に乏しい当町としても当時は町長を先頭に交付金獲得に積極的であった。

それ自体は、町の財源確保として問題はないが、「獲得できるものは何でもやる」という雰囲気町として処理ができない規模の交付金獲得に走り、真に必要なかどうかの検討も不十分なままに、獲得した地方創生事業及び関連事業を全て実施することとなり、ピークとも言える平成 28 年度では町の通常の組織体制では処理が困難な状況にあったと考えられる。

そのために、平成 28 年度の事業実施に当たっては、緊急対応として庁内各課の課長補佐級職員に兼務を発令し、地方創生事業の処理に当たらせていた。結果として事業によっては、「所管課」が全てのことを承知し、責任を持って取り組むということが困難であったと思料される。

- ②過去の不適切だと思われる事務処理等に対する町の対応について

笠置町職員からの聞き取りの中で、「過去の不適切と思われる事務処理等に対し、適切な指導等の対応がなされていなかったのではないかとする声があった。この委員会ではそれらをいちいち検証することは出来ないが、一般的なこととして、それらに関して、発生した事案の原因調査、組織としての解決方法、公表、謝罪、適切な人事上の処分等が行われるべきであるが、それが不十分であり、その結果、「その程度のことは大丈夫」というような誤った認識が組織内に定着する可能性が高く、事務処理のミスを見逃し、更に重大なミスや不適切な事務処理を誘発させる恐

れがあったと言える。

平成28年度に生じた事案も単に当該年度の担当者の責任だけではなく、「ミスを軽く見込み、看過してきた」組織の体質も遠因である可能性が高い。

今日の軽微なミスが将来の重大事故に繋がるという危機管理の法則（1:29:300の法則、ハインリッヒの法則）を理解し業務に当たるべきと考えられる。

## 12 再発防止、解決策について

前述した、本事案発生の原因や問題点については、既に事務処理上の具体的な解決策を実施し、再発防止と職員の資質向上に取り組んでいる。

また、笠置町では平成29年度以降、笠置町役場において発生した問題事案等に対しては、その都度、事実関係の公表、謝罪、原因究明、解決策提示、関係者処分等を行ってきた。これは笠置町役場が法の論理に従って、正常に機能しているという証であり、事務処理のミス等に対し、毅然とした対応を行い、組織の教訓、職員育成の糧としてきた。

現在、本事案も含めた事務処理のミス等に関する再発防止や解決策については、平成30年度から「職員力向上プロジェクト」を発足させ、そのプロジェクトを中心に研修実施、決裁方法・起案の見直し、現金取扱マニュアルの作成など逐次取り組んでいるところであるが、改めて、次のような視点からも強力に取り組むこととする。

### (1) 職員の資質・能力の向上について

本事案の不適切な事務処理が発生した原因として、主として、管理監督者（課長級、課長補佐級）の資質によるものが大きいと考えられる。管理監督者の立場にある者は、その資質として業務に対する十分な知識と事務処理能力を持ち、合わせて、部下や同僚との円滑なコミュニケーションのもと、組織として仕事を行う認識と行動が必要である。

具体的には、以下のような点について、現在、職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。

①役場においては、前例や先例をそのまま踏襲することが多い。しかし、根拠となる法令、例規、制度を十分理解していなかったことから、本事案のような不適切な事務処理が発生した。補助金等国・府・町の制度等に対する十分な知識を習得し、事務処理能力を向上させること。

②本事案においては、計画から実績までの間に、業務の進行管理が適切に行われていなかったと言える。進行管理のプロセスにおいて、修正できる機会があったが、それを怠ったことで、不適切な事務処理を看過した。いわゆるPDCAサイクルが機能していなかったと言える。事業の進行管理に関する知識を習得し、実務能力を向上させること。

③交付金や補助金は公金であり、それを扱う笠置町職員は、住民目線に立って業務を行う公務員としての自覚を涵養すること。

④役場内では、報告・連絡・相談という基本的なコミュニケーションが欠落していた。業務が共有化されず、相互にチェックすることが無かったことで、誤ったものが決裁されるに至ったと言える。特に、管理監督者にある者は、コミュニケーション能力を向上させ、職員相互の連携を円滑にしていくこと。

(2) 組織・体制・業務プロセスについて

本事案の不適切な事務処理が発生したもう一つの大きな原因として、組織として業務を行う体制が執られていなかったことがある。

本事案で顕著であったのは、事業の起草から完結まで、担当者ひとりが抱え、課長を含め、他の職員がその内容を知ることが無かったことである。

特に、事務分掌に主担当、副担当が明記されていたが機能せず、決裁プロセスも形骸化していたことは役場全体の課題としても看過してはいけないところである。

現在は以下のような点について、改善に取り組んでいる。

①主担当・副担当とチェックシステム

業務を担当する職員に主担当と副担当の位置づけを行い、業務内容の共有とチェック機能の発揮、合わせて一方に事故があるときはもう一方が代行できるシステムを構築し、業務が組織として、迅速かつ円滑に実施できるよう、明確に位置づけ、起案においても副担当がチェックし押印すること。

②合議によるチェックシステム

複数の課が関係すると思われるものについては、関係する課に合議し、横断的なチェックを行うこと。

(3) 町、国、京都府の適切な関係について

笠置町は京都府内で人口が最も少なく、いわゆる限界自治体といわれるところであり、国や京都府の支援がないと十分な施策が実行できない現状にある。そのことが、時に国や京都府に対する過度の依存意識を生じさせ、町の事業実施における市町村と都道府県の健全な関係を歪めてしまう恐れがある。今回の事案においても、そのような意識が根底にあったのではないかと推察される。

町職員は、市町村職員として誇りを持ち、町づくりの最前線、住民に直結した行政を行う主体として責任ある判断と適切な権限を行使しなければならない。

国や京都府は笠置町が責任を持って町行政を執行するための健全なパートナーとして機能できるよう、町が主体的に考え方をもち関係事業をリードしていくことが望ましい。

そのため現在は、地方自治法を基本とした「地方自治」を理解し、地方行財政や、地方公務員に関する制度について町独自研修の実施や外部への研修参加、さらには自己啓発を奨励し、地方公務員として、笠置町職員としての自覚と誇りの涵養に努めているところである。

#### (4) 不正確な噂等への適切な対応の必要性について

今回の事案では、町中で様々な噂等が飛び交い、誹謗中傷、デマ等により関係者の名誉が汚され、自営業者においては風評被害で売り上げが減少するなどの重大な影響が出た。

また、住民から提供された住宅を巡っても、事案に関与した「まちづくり団体」代表者や町職員への根拠なき批判が町中に流布し、住宅を提供された住民が不愉快な思いをされたこともあり、町として、本事案を巡る真相を明らかとする必要があった。

これらに関しては捜査に協力することや、当事者に直接事情を聴取することで、真相が明らかとなり、沈静化が図れたことが数多くあった。

しかし、これらの噂、デマについては、本事案の調査や捜査に影響を与え、解決を遅らせただけでなく、名誉棄損や業務妨害、営業被害とも言える事態を惹起することとなった。意図的かどうか問わず、「犯罪」となり得ることを理解し、悪質な噂やデマの根絶に関係者は努力する必要がある。

### 13 本事案を糧として

本事案の調査を通して、笠置町役場や笠置町職員がどうあるべきかがあらためて見えてきたように思う。

役場は、町民から託された信頼の要として「いつでも頼りにされる存在」であるべき。そこに働く職員には住民に対して常に住民目線に立った誠実な対応が求められる。来庁者へのあいさつや電話対応にもそれが求められるが、現状はまだまだというレベルである。

我々は、住民に対して誠実であるか。信頼を失ってはいないか。

長く、地方公務員として勤務していると、我々の起点である「住民」が見えず、「仕事」だけが先走ることがある。住民は常に我々にメッセージを発している。感度を高め、そのメッセージ、声を聞き取ること、察することを怠らず、小さな町であるからこそ可能な、心通う行政の実現に努力していかねばならない。地方公務員であるからこそ可能な仕事であり、誇りと喜び、そしてやりがいを見いだせる仕事であることを再認識したい。

最後に、本事案により、住民と役場、住民相互の信頼関係が傷つき、住民の一部が名誉を汚され大きなダメージを受けられたことなど、修復するには多くの時間と労力を要することがあった。これらのことは、笠置町役場の未熟さが招いたことであり、心から反省しお詫び申し上げ、この報告書に記したことを糧として職員一丸となって職務に精励していくこととしたい。

以上